

平成30年度 社会福祉法人おおくま福寿会

事業計画

1.基本方針等

(1) 法人の将来に向けた構想について

① 現 状

イ 会津仮設事業所の閉鎖計画について

震災後8年目を迎え、平成29年度事業計画においては、計画通り会津仮設デイサービスセンターを閉鎖し、平成30年度に計画している会津仮設グループホームの閉鎖作業においても順調に推移し、平成30年3月時点での入居者は1名の状態です。

ロ 法人事業の再開計画について

本格的な法人事業の再開を探るべく大熊町福祉課・健康介護課、大熊町社会福祉協議会との三者による協議を継続し、法人の事業再開に必要な土地として、復興拠点の中に約8,000平米の提供を依頼してきましたが、大熊町からの具体的な回答は得られず、平成29年12月22日の協議の席上で、代案として大熊町の復興拠点内に公設民営を前提とした施設建設（グループホーム・2ユニット・定員18名）の提示がありました。この代案に対し、大熊町より法人としての回答を早急に求められたことから、平成30年1月18日に第3回臨時理事会を開催し、復興拠点での再開を提案しましたが、その内容確認が必要とことから否決となり、平成30年2月21日、大熊町福祉課、健康介護課の出席のもと、理事・監事、評議員並びに事務局に対する説明会を実施し、次のとおり大熊町の計画内容を確認しました。

- ・ 公設民営により事業を再開した場合、10年間は継続して事業を行わなければならないこと。開始時期は平成32年4月を予定していること。
- ・ 事業者（法人）に対する「支援の内容」については、現段階では具体的になっていないので、法人の施設利用決定や要望をもって支援内容を決めたい

としていること。

- ・ 再開に要する職員の確保については、原則として事業者（法人）が行わなければならないこと等が示されました。

また、町および社会福祉協議会との協議に並行して、平成29年8月より、約4ヶ月の間、定期的に福島相双復興推進機構（官民合同チーム）によるコンサルティングも実施し、平成29年度第2回臨時理事会、第1回臨時評議員会の席で、コンサルタントよりコンサルティング結果について以下の概要報告を受けました。

- ・ 東電賠償金等で法人の資金は十分あるので、グループホームで再開し、将来的に特養、デイサービス等の発展への枝葉を付けていく構想は、リスクを抑える面でも賢明な選択である。
- ・ 大熊町からの再開支援については、具体的な支援内容が明確になっていないので、明文化することが大熊町での再開を行う上での条件とすべき事項である。
- ・ 職員並びに利用者の確保が再開に係る重要な要因である等でした。

② 課 題

イ 会津仮設事業所の閉鎖計画について

会津仮設事業所は閉鎖に向けてのグループホームのみの経営となり、3月11日の時点で利用者1名となったが、介護度が高いので介護老人福祉施設等への入所がスムーズに移行できるよう努めなければなりません。併せて、事業所閉鎖に伴う介護従事職員等への対応も早急に講じなければなりません。

ロ 法人事業の再開計画について

法人事業の再開については、大熊町や社会福祉協議会との協議と福島相双復興推進機構（官民合同チーム）によるコンサルティングを基に、法人の方向付けを進めてきましたが、今後の当法人の具体的な方向性は出来ておりません。会津仮設事業所閉鎖を想定し、新たな社会福祉事業の再開方法を定めなければ社会福祉法人としての責務が果たせなくなり、休眠状態

の法人になることが危惧されます。

2.重点目標

(1) 法人事業の短期・長期計画について

平成28年3月14日に開催した第5回評議員会及び第6回理事会で決議された以下の《参考》：社会福祉法人おおくま福寿会の復興計画に記載する当法人の短期・長期計画に基づき、平成30年度の事業計画を進めることとなりますが、現状及び今後の方向付けから一部を見直し、平成30年度から平成31年度にかけての短期復興計画を提案します。

《参考》 社会福祉法人おおくま福寿会の復興計画構想

(※ 平成28年3月14日の承認決議結果)

1 平成28年度から平成29年度における短期復興計画の策定

(1) 会津仮設事業の取扱と再開拠点の選定について

① 通所介護事業(デイサービス)と認知症対応型共同介護事業(グループホーム)の継続期限を設定し、利用者及び法人職員の処遇等を定めます。

② 会津仮設事業所の代わる新たな復興拠点を求め、再開事業を選定します。

(2) 大熊町の法人施設の処分について

環境省が予定する、中間貯蔵施設の買収・借上げ等に向けて、法人施設の処分方法について、土地所有者である大熊町と協議し、処分方法を検討します。

2 平成30年度以降の長期復興計画の策定

(1) 復興拠点における再開事業の選定と計画、実施について

大熊町の復興計画と連携し、帰還(希望)町民への高齢者サービスの在り方について、大熊町社会福祉協議会、福祉関係団体、医療機関、NPO等のボランティア団体、地域住民代表等に意見と協力を仰ぎ、持続可能な地域に根差した福祉(介護)サービス事業を想定し、長期的視野に立った法人事業のサービス形態に係る計画を策定します。

(2) 新たな拠点での事業再開に向けて、従事介護職員の確保とともに、初任者の育成や資格取得への外部派遣等を行うとともに、遠隔地通勤が想定されるので住居確保や交通手段等の福利厚生事業を展開します。

(3) 法人の財務計画の策定について

震災後における、法人の事業活動収支は、会津若松市での仮設事業所再開後、特別養護老人ホームの休止や訪問介護事業所の廃止、利用者数の激減等から多額の赤字を抱えた経営状況にあり、今後も赤字経営が続く情勢にあります。

これまでは、収入不足を東京電力からの賠償金充当により経営をしておりましたが、賠償金請求は、ほぼ完了の状態となり、今後の法人運営及び新たな拠点での再開には巨額の費用が想定されるので、内部留保金の管理を含め、長期的な視点に立った財務管理計画を策定します。

平成30年度と31年度の短期復興計画を以下のとおり計画します。

平成30年度から31年度の短期復興計画について

(1) 平成30年度の短期復興計画

① 会津仮設事業所の閉鎖について

グループホーム事業所については、平成30年12月をもって閉鎖することとします。ただし、入居者の退去が早めに完了した場合は、完了した月の月末をもって閉鎖することとします。

② 再開事業に係る具体的な方針の策定について

大熊町の復興計画と連携し、帰還（希望）町民への高齢者サービスの在り方について大熊町社会福祉協議会等とも連携し、再開時期や再開事業、再開場所等を平成30年度上期に決定できるようすすめます。

③ 法人の財務計画の策定について

これまでは、収入不足を東京電力からの賠償金充当により経営をしておりましたが、賠償金請求は完了の状態となり、今後の法人運営及び新たな拠点での再開には巨額の費用が想定されるので、長期的な視点に立った財務管理計画を策定します。

(2) 平成31年度の短期復興計画

① 事業再開にむけた準備室の確保、介護職員の確保と教育・研修、職員の住居確保等を計画します。

② 事業再開に向けた施設等の建設と開設時期等を計画します。

(2) 閉鎖する仮設事業所の取扱いと整理について

① グループホームやすらぎの里（会津仮設事業所）の閉鎖について

デイサービス事業については、昨年12月28日で閉鎖を完了しましたが、事業を継続しているグループホームについては、平成30年12月31日で閉鎖することとします。ただし、現在の入居者（利用者）の移動が計画よりも以前に完了した場合は、完了した月の月末をもって閉鎖とし、大熊町への帯同を希望する職員（現時点では無し）を除き、残務整理の期間も含めて閉鎖月の翌月末をもって、業務上の都合による解雇とします。なお、閉鎖に伴う解雇となる職員及び早期退職に応じた職員に対しては、失職後の生活保障として、既定の退職金とは別に法人独自の退職金を加算して支給する等の対応を行います。

② 事業所閉鎖に伴う物品等について

平成29年度のデイサービス閉鎖の処理と同様に、平成30年度のグループホームの閉鎖時においても、事業所内の資産の処分が必要となります。業務に供している介護備品（介護用ベッド等）や事務備品（事務机、書庫等）のほか、公用車、屋外設置の物置（固定資産に該当）等を整理・処分する必要が生じるので、会計事務所と協議しながら、適切な方法、手段をもって対応するよう計画することとします。

◎平成28年度から29年度短期計画に基づく会津仮設事業所の閉鎖日程

会津仮設事業所・平成30年度の主な工程表				
該当事業所	営業期間 ・終了日	人事異動等	休止届日（閉鎖）	再開 （大熊町）
グループホーム （仮設事業所）	～H30.12.31 又は（利用者全員 移動月の月末）	H31.1.31 又は 閉鎖月の翌月末	H30.12.31 付 又は（利用者全員 移動月の月末）	（未 定）

（3）利用者対応と職員の処遇対応計画と実施

利用者及び家族等と協議し、介護老人福祉施設等への入所がスムーズに移行できるよう努めるとともに、事業所閉鎖に伴う介護従事職員の解雇に伴う就業支援のために、関係法人等へ就業への協力を依頼するとともに、職員へも就業先に関する情報提供に努めるものとします。

（4）復興拠点と再開事業の選定

今後の法人事業の方向付けについては、平成29年度に実施した大熊町との協議と説明会、福島相双復興支援機構のコンサルティング結果を基に、理事全員が執行責任者であることを認識し、コンサルタント等の活用も考慮しながら、平成30年度の上半期には、法人の具体的な方向付けを定めるものとします。

（5）職員確保について

再開に向けての職員確保については、今後の法人事業の方向付けが前提となりますので、再開事業が方向付けされた時点で、必要となる職員の確保を計画します。

(6) 運営経費の管理について

平成30年度内のグループホーム事業の閉鎖に伴い、法人事業収入としての介護報酬が絶たれることとなり、経営収支の悪化は避けられません。

また、再開事業を計画する場合においても、平成30年度における介護事業の利用者は見込めず、法人の運営積立金を充当して経営する等、厳しい財政運営になることを認識しながら法人運営にあたるものとします。

3. 事業目標及び骨子

(1) 法人本部

① 事業再開に向けた法人運営体制の構築

原発事故避難から7年が経過しましたが、次の法人事業の展開が見込めず、厳しい法人運営が継続するとともに、平成29年4月からは改正福祉法により、法人組織のガバナンスの強化が求められております。

今後の法人運営には経営の知見（熟知）者、介護事業を再開する場合には、介護事業所の経営や経験と指導力を備えた有資格者等の確保が必要となります。

今後、社会福祉法人として事業再開を計画し、健全で安定した経営を図るためには、役員自らが法人運営の責務者として、長期にわたる経営方法を具現化するとともに、法人の運営に必要な人材等の確保方法を図らなければなりません。

② 資金の効率的運用と管理

再開を目的とした施設及び運営積立金の使途については、法人の方向付けと連動させるとともに、行政等の補助金の活用を検討するものとします。

③ 職員の処遇の整備

事業所閉鎖後も、当分の間、法人運営業務は継続しなければなりません。大熊町への転勤や現在の職員の離職（解雇）の発生も想定し、大熊町での事務局体制の構築を計画します。大熊町へ帯同できない職員へは早期退

職か解雇とし、次の就業のために法人独自の退職金を加算します。

(2) 特別養護老人ホーム

① 予算計画

前年に引き続き、サンライトおおくま拠点区分（大熊町）として、経理事務を実施します。大熊町での事業活動はありませんが、大熊町の施設維持に係る費用（火災保険等）が発生しますので、前期繰越金を取り崩して、必要最低限の経費に留めながら、予算立てを行います。

② 資産管理

特養施設が中間貯蔵建設地内にあることから、環境省より施設調査の提案があったので、施設竣工図等の閲覧より積算作業が進められております。また、当時の利用者の私物の処理方法等も環境省と協議して処理方法を進めるとともに、施設の補償額の提示をもって、理事会や行政機関等と協議しながら今後の法人施設の処理を計画いたします。

(3) デイサービス事業所

法人の経理規程に基づき、サンライトおおくま拠点区分（大熊町）と会津仮設事業所拠点区分（会津仮設）の2拠点に分けて、経理事務を実施します。大熊町での事業活動はありませんが預金口座には現金が残されたままですので、サンライトおおくま拠点区分について繰越金の管理を行い、会津仮設事業所拠点区分については閉鎖ですが、残務処理に要する費用の予算立てとなります。

(4) グループホーム

① 予算計画

前年に引き続き、サンライトおおくま拠点区分（大熊町）と会津仮設事業所拠点区分（会津仮設）の2拠点に分けて、経理事務を実施します。大熊町での事業活動はありませんので、サンライトおおくま拠点区分に

については、収支とも0円での予算立てとなります。なお、会津仮設事業所においては、定員9名に対し、多くの空床が発生していることも含め、予算建てを行うこととします。

また、介護報酬だけでは事業の継続が叶いませんので、法人本部より繰り入れを行い、事業を継続いたします。

② 閉鎖に伴う事前準備

会津仮設事業所の事業終了を実質平成30年12月31日とし、現在の入居者を他の施設へ移動するための作業を引き続き行います。

利用者及び家族へは、既に平成30年12月末日をもって閉鎖することを連絡していますが、引続き、受入先情報の提供を行い、閉鎖作業が円滑に行えるよう対応します。

③ 生活環境の整備

震災後7年を経過し、仮設事業所の老朽化が著しく、利用者の安全確保のため大熊町と協議しながら補修・補強を行い、閉鎖時期まで安全・快適に生活できるよう、適宜、修理交換し、住環境の整備をいたします。

④ 職員の処遇の整備

会津事業所閉鎖に伴う離職者（解雇者）が多数発生することを想定し、早期退職者及び解雇者へは、法人独自の退職金を加算するとともに、関係法人等へ就業への協力を依頼するとともに、職員への就業先に関する情報提供に努めるものとします。